



## 東北地方太平洋沖地震に伴う返納届の申請時の特例的取扱について

東北地方太平洋沖地震により被災者が置かれている状況（車両が所在不明のため車両番号が不明など）に鑑み、被災車両の返納申請時の特例的取扱いを以下のとおり行うこととしました。

想定される状況	特例措置
車両番号、車台番号が判らない場合	申請者からの情報、納税証明書等により車両番号又は車台番号のいずれかが判り、自動車を特定できれば、申請書を受理する。
車両番号標又は自動車検査証が無い場合	罹災証明又は申請人の申立書（様式1）の提出に代える。

様式1

平成 年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名（署名） \_\_\_\_\_

### 申 立 書

下記自動車が、平成23年東北地方太平洋沖地震において被災し、滅失したことを申し立てます。

記

#### 1. 自動車の表示

車両番号 (ナンバープレート番号)	車台番号

#### 2. 被災場所 \_\_\_\_\_

※被災地域以外で登録された自動車の場合は、当該自動車が被災したことが判る説明を以下に記載してください。

問い合わせ先

軽自動車検査協会 秋谷・松岡 Tel 03-5324-6613